

これからの罹災証明書交付までの流れ

HP用

1 交付申請に必要な以下の書類を準備する

・罹災証明書交付申請書

市ホームページからダウンロードするか、防災安全課または各庁舎管理課で取得できます。記入例もありますので、ご参照ください。

・写真

建物の全景写真（周囲4面）、表札、被害箇所など
別紙『住まいが被害を受けたとき最初にする』をご参照ください。

・申請者の本人確認ができるものの写し

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

・建物に関する図面（必須書類ではありません）

配置図、平面図、立面図など

2 次の条件が当てはまるか確認し、防災安全課又は各庁舎管理課へ申請する

・申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定結果に合意できる

※被害の程度（全壊、半壊、一部損壊など）によって被災者支援施策等の内容が変わる場合があります。

・申請者が撮影した写真の提出により、被害状況が確認できる

どちらも当てはまる場合

当てはまらない条件がある場合

3 自己判定方式を採用

現地調査は省略

3 被害状況の現地調査

【第1次調査】

調査方法

屋根、外壁、基礎、傾斜、浸水深のみ外観目視

対象となる災害と建物

地震：申請があった全ての建物

水害：木造またはプレハブ戸建て1～2階建ての場合

※非該当の場合は、第2次調査へ

【第2次調査】

調査方法

外観目視+申請者立会いのもと、内部立入調査

対象となる建物

第1次調査に非該当の全ての建物

第2次調査の要請があったもの

【再調査】

調査方法

外観目視+申請者立会いのもと、内部立入調査

対象となる建物

第2次調査の判定結果に関する再調査依頼があった全ての建物

4

罹災証明書の発行

5 各種被災者支援施策等の活用

固定資産税の減免申請、市営住宅への入居申請、下水道事業受益者負担金・分担金の徴収猶予申請、一般廃棄物処理手数料の減免申請、など

各種保険を活用するための書類としても必要になる場合があります。